

岡山県赤十字血液センター ボランティア室 利用規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）が管理するボランティア室の利用に関し、必要な事項を定め、適切な利用を図ることを目的とする。

(利用日及び利用時間)

第2条 利用日は、月曜日から金曜日までの以下を除く日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (3) 創立記念日（9月1日）

2 利用時間 午前9時から午後7時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、血液センター所長が、施設の維持管理上必要と認められる時は、利用日又は利用時間の変更又は停止をすることができる。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、赤十字関係者、献血推進に携わる団体及び個人とする。また、血液センターと周辺地域との連携、活性化に携わる団体及び個人とする。

2 利用は、献血推進のための活動等に関する会議及び研修会等とする。

(禁止行為)

第4条 次にあげる行為をしてはならない。

- (1) 騒音、罵声等を発し他に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 火気を取り扱うこと。
- (3) 収益を伴う活動を行うこと。
- (4) 備品等に変更を加えること。
- (5) 宗教若しくは政治に関する活動を行うこと。
- (6) 施設、備品等に張り紙をしたり、釘類を打つこと。
- (7) 個人の物品を留置すること。

(利用申し込み)

第5条 利用希望の際は、献血推進に携わる団体及び個人が、血液センター総務課に所定の様式により申し込むこととする。

2 岡山県暴力団排除条例に鑑み、申請者及び実質の利用者が排除対象者でないことの誓約書を提出すること。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、ボランティア室を借り受けた時から返納するまでの間、ボランティア室の維持管理に努めなければならない。

- 2 利用者は、建物及び付帯設備を損傷又は破損した時は遅滞なくその旨を管理担当課に報告し、賠償しなければならない。
- 3 利用者は備品等の設置及び収納、室内の清掃、整理整頓に努める。
- 4 ゴミは必ず持ち帰ること。
- 5 承認を受けた以外の場所を無断利用しないこと。
- 6 利用終了後は全ての設備を元の状態に戻し、17時までは総務課（内線211）、17時以降は宿直室（内線100）へ必ず、連絡すること。

(附則)

この規程は平成27年6月8日から施行する。

誓約書

当社又は当団体は、現在、次の事項に該当しないことを誓約いたします。

なお、血液センターが必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 1の各号に掲げる者が、当社又は団体等の経営に実質的に関与していません。

平成 年 月 日

岡山県赤十字血液センター 所長 様

(法人又は団体の主たる事務所の所在地)

所在地

(法人又は団体の名称)

名称

(法人又は団体の代表者名)

(ふりがな)

代表者氏名

印

(法人又は団体の代表者の住所)

住所

(法人又は団体の代表者の生年月日)

年 月 日